平成２１年（フ）第１５７５号
埼玉県桶川市末広３丁目14番29号　サンモール桶川201号、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目325番地２　ロイヤルハイネス103
債務者　菅野　久美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７８号
さいたま市桜区栄和５丁目６番17号　栄和ホームタウン201
債務者　宮浦　美美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８５号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲848番地20、旧住所埼玉県北埼玉郡騎西町大字上高柳185番地
債務者　茂木　俊秀
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４５号
さいたま市西区大字佐知川1230番地　吉澤ハイツ202号、旧住所さいたま市西区プラザ63番19号
債務者　塩澤　浩美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４６号
埼玉県川口市朝日３丁目15番15号
債務者　恩田　博司
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目147番地２　県営赤城団地505号室
債務者　青柳　直美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６８３号
新潟市中央区上大川前通４番町37番地１　アパガーデンコート上大川前901号
債務者　五十嵐裕美子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４１０号
大阪府四條畷市蔀屋本町16番６号　シャトー蔀屋204
債務者　谷﨑　浩司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４３号
大阪府吹田市青山台４丁目１番Ｃ74―310号
債務者　中村　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２２号
大阪市生野区新今里２丁目９番７号　第二シャトーヤマシタ201
債務者　堀江　政悦
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８４号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番13―101号
債務者　眞榮城德厚
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９０号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２―19―402、住民票上の住所大阪府東大阪市布市町４丁目５番７号
債務者　田中　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１８号
大阪府茨木市天王２丁目11番５号
債務者　津端　須美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１７０号
大阪府交野市幾野４丁目14番19号
債務者　荒神　康仁
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２４号
大阪府門真市四宮５丁目７番13―505号
債務者　渡邊　　暁
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１号
長崎県長崎市星取２丁目９番５号
債務者　稲田　宏高（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷181番地９　ＣＡＳＡ―ＴＯＷＡ１―102号
債務者　軸屋　紀香
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで長崎地方裁判所民事部破産係